

発議第 1 号

高額療養費制度の負担上限額引き上げの撤回を求める意見書の提出について

このことについて、地方自治法第99条の規定により、裏面のとおり関係行政庁に提出するものとする。

令和8年3月11日 提出

提出者 江差町議会議員 小 野 寺 真

賛成者 江差町議会議員 塚 本 眞

〃 〃 小 梅 洋 子

〃 〃 出 崎 太 郎

〃 〃 田 畑 豊 利

〃 〃 増 永 一 彦

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣

高額療養費制度の負担上限額引き上げの撤回を求める意見書

わが国の社会保障制度において、高額療養費制度は、重篤な疾患や長期療養を余儀なくされる患者が、家計を破綻させることなく安心して医療を受けられるための「命綱」であり、セーフティネットの根幹を成すものです。

しかしながら、政府は2025年3月に凍結した高額療養費制度の限度額引き上げを、2026年8月に自己負担限度額を一律引き上げた上で、2027年8月には、現在4つに分けられている所得区分を13区分に細分化して、限度額をさらに引き上げようとしています。

例えば、年収約650万～770万円の区分では、月額上限が現行の8万1000円から11万4000円へと約3万円（37%）も引き上げられるなど、すべての所得区分で大幅な負担増が計画されています。

物価高騰が国民生活を直撃し、実質賃金が低迷する中、病気による休業や所得減少に苦しむ患者に更なる負担を課すことは、治療断念や受診抑制を招くことが強く懸念されます。

また、外来特例の見直しやOTC類似薬の追加負担導入など、国民負担の連鎖は国民の生存権を脅かす事態と言わざるを得ません。

よって、国においては、誰もが必要な時に安心して医療を受けられる社会を維持するため、高額療養費の負担上限額引き上げを中止することを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年3月11日

江差町議会議長 萩原 徹